

登録規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）の定款第4条に定めた事業に参加するチーム、個人および団体が本協会への登録に必要な事項を定め、本協会の事業を安定的かつ継続的に実施することでバレーボールの普及・振興に寄与することを目的とする。

（登録義務）

第2条 本協会、都道府県協会および都道府県の各種連盟等（以下「都道府県連盟等」という。）が主催または共催する競技会に参加するチーム、選手やスタッフ、審判等の競技会に関わる個人または団体は、本規程に定める登録手続きに沿って登録しなければならない。

2 競技会を運営する加盟団体等は競技会に参加するチームまたは個人を本協会に登録させなければならない。また、競技会へ参加するに当たって主催団体は登録していることを事前に確認しなければならない。

（登録概要）

第3条 チームおよび個人の登録は、JVA メンバー制度登録システム（以下「MRS」という。）を使用して実施する。

2 登録の有効期間は、登録開始年の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。有効期間の途中で登録した場合でも終了する期間は変わらない。

（違反行為・処分）

第4条 チームおよび個人は、登録する意義を理解し、虚偽の登録等をおこなってはならない。虚偽の登録が認められた場合、その登録は無効となる。

2 本協会への登録チームおよび本協会に登録された個人が本協会の規程の定めに違反する行為を行った場合、本協会は別に定めるコンプライアンス規程に従い、当該チームおよび個人に対して処分を科することができる。

3 前項に定めた処分を過去3年以内に受けた個人は、登録チームの代表者として登録することはできない。

第2章 チーム登録

（チーム登録）

第5条 本規程第3条に定める内容の他、以下の内容について遵守するものとする。

- 2 チーム登録を希望するチームは MRS で登録申請を行い、都道府県連盟等に登録が承認されることで全ての手続きが完了となる。その承認をもって本協会の登録チームとしての権利を得ることができる。
- 3 登録チームに対して本協会から ID を交付する。ID が変更されない限りにおいては他の登録事項を変更したとしても同一チームとして扱われる。
- 4 チーム登録を行う際は、必ずチーム代表者を置き、登録の全てに関わる責任を負うものとする。ただし、当該チームの代表者が日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）、本協会または都道府県協会から重大な処分が下された場合は代表者の変更をしなければならない。

（登録種別）

第6条 登録チームの登録種別とそれに伴う登録先団体は別表Ⅰに定めるとおりとする。

（登録料）

第7条 登録チームは、登録する際に本協会および都道府県協会、都道府県連盟または全国連盟が登録料を別に定めている場合、当該団体全てに納付することで登録が完了することとする。

- 2 本協会の登録料とは別に都道府県協会、都道府県連盟等、および全国連盟が定める登録料は、本協会のシステムを用いて徴収し、各団体の口座へ直接入金する。

（登録チームの権利）

第8条 登録チームは以下の権利を有するものとする。

- （1）本協会、加盟団体等の主催または共催する競技会ならびにそれに準ずる競技会に参加する事ができる。ただし、競技会開催概要に複数チームによる参加が認められている場合を除いては同一チーム内での複数チームを構成しての参加は認められない。
- （2）本協会が提供する各種サービスを受ける事ができる。

（登録チームの義務）

第9条 登録チームは、所属する選手またはスタッフを MRS に登録させなければならない。

- 2 登録チームは、本規程含む本協会の定めを遵守し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。
- 3 登録チームが、本協会の主催大会への参加推薦等を受けた場合、できる限りこれに従わなければならない。
- 4 登録チームは、所属選手について本協会から本協会事業に係る派遣要請があった場合、怪我や疾病等のやむを得ない理由がない限りこれに従わなければならない。

- 5 登録チームは、本協会の MRS に登録された選手が加入を希望し、それを承認した場合は、所定の加入手続きを速やかに行わなければならない。

第3章 個人登録

(登録カテゴリー)

第10条 個人が登録する際、別表2に記載した競技区分・登録所属毎に分かれたカテゴリーで登録する。また、指導者・審判員・判定員・アナリストの有資格者は別表3に記載した資格種類と区分別で登録する。

- 2 登録分類で年齢を基準としている場合、判断する際の年齢は登録年度の4月2日から翌年度の4月1日時点の年齢を基準とする。

(登録手続)

第11条 本規程第3条に定める内容の他、以下の内容を遵守するものとする。

- 2 個人登録は、別表2・別表3のカテゴリー別または資格種類と区分別に定められた手順に沿った形で登録手続きを行う。
- 3 個人登録は、別表2・別表3に記載の登録料を納入することをもって手続きを完了とする。ただし、登録が選手またはスタッフの場合は、所属する登録チームの代表者によって承認された後に登録料を納入することとする。
- 4 本協会は、個人登録が完了した人に対して、登録証および登録識別番号（以下「登録ID」という。）を交付する。
- 5 登録IDは、登録した個人固有のものとし、登録期間中は継続して同じ登録IDを使用する。なお、1度期間があいた場合も同じIDを使用する。
- 6 個人登録が完了した人は、本協会が実施する事業に参加する場合、登録証の提示を求められた場合にこれを提示しなければならない。

(登録料)

第12条 本協会の登録料は、別表2・別表3に定める金額とする。

- 2 有効期間の途中で登録した場合でも登録料は1年分納入することとする。ただし、登録料は複数カテゴリーでの登録があった場合、合算ではなく最高額制とする。
- 3 本協会の登録料とは別に都道府県協会、都道府県連盟等、および全国連盟が定める登録料は、本協会のシステムを用いて徴収し、各団体の口座へ直接入金する。

(登録者の権利)

第 13 条 本協会に登録した個人または団体は、本協会、都道府県協会、全国連盟、都道府県連盟等が開催する競技会（準ずる予選会含む）、研修会講習会等に優先的に参加することができる。

2 その他、本協会が提供する競技に関するサービスを受けることができる。

（登録者の義務）

第 14 条 選手およびスタッフは、個人登録を行ったうえで所属を希望するチームに加入申請を行うものとする。

2 本協会に登録した個人または団体は、本協会の規程および競技会の規則を遵守することとする。また、フェアプレー精神に基づいて行動し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

3 本協会に登録した個人は、個人情報提供を要請した場合、これに同意しなければならない。同意が得られない場合、本協会は登録を拒否することができる。

4 本協会に登録した個人は、日本代表派遣をはじめとする本協会諸事業への参加要請があった場合は、これに応じなければならない。

（複数チームへの加入）

第 15 条 本協会に登録した個人のうち選手またはチームスタッフとして登録したものは、原則として 1 人 1 チームに加入できる。ただし、以下の各号に該当する場合は、3 チームまで登録することができる。

（1）当該選手等個人と全てのチーム代表者が複数チームに加入することについて合意が取れていること。

（2）複数チームに加入した選手は、同一種別の競技会（予選会を含む）には、そのうちの 1 チームに限り選手として出場できる。ただし、競技会要項により出場資格に別段の定めがある場合は、これに従うものとする。

（国際大会への参加）

第 16 条 本協会が主催または派遣する国際試合の参加は、原則本協会に登録しなければならない。ただし、日本代表の場合に限り代表監督が選定し、本協会の技術委員会委員長が承認した場合はその限りではない。

（登録の変更）

第 17 条 本協会に登録した個人が登録情報の変更が発生した場合、MRS を用いて変更手続きを速やかに行うものとする。

（登録の抹消）

第 18 条 本協会に登録した個人が登録の抹消を希望する場合、MRS を用いて抹消手続きをおこなうものとする。

2 本協会に登録した個人のうちで選手登録しているものは、チームに所属している場合、チーム代表者の登録抹消の承認をもって完了する。

第4章 移籍

(移 籍)

第19条 本協会の登録チームの代表者は、所属する選手から移籍の申し出等があった場合は、その処理に関して迅速に対応しなければならない。

- 2 選手が所属する本協会の登録チームのチームIDに変更が生じた場合は、移籍とみなす。
- 3 移籍を希望する選手に対して、その選手が所属する登録チームの代表者が、チームの移籍に係る登録抹消を承認しない場合、当該選手が代表者に抹消の申請をした日から2ヶ月を経過した時点をもって、自動的に登録の抹消が承認されたものとみなす。その際は、本協会で抹消の手続きをおこなうことができる。
- 4 選手が、他の登録チームに移籍をした場合、前項の規定に関わらず同一年度内に本人希望以外のやむを得ない事情を除いては移籍前の登録チームへの再移籍はできない。
- 5 移籍した選手が出場可能となる期日については、各団体で定める登録規程等によるものとする。

(海外移籍)

第20条 海外チームへ移籍する際は、本規程で定める登録の抹消を実施すると共にFIVB選手番号の発行または調査を本協会へ依頼しなければならない。

第5章 附則

(個人情報の取り扱い)

第21条 MRS登録で知り得た個人情報は、本協会が別に定める個人情報基本規程に従い、取り扱うこととする。

(肖像権)

第22条 MRSに登録した個人は、本協会が別に定めるJVAメンバーの肖像権等に関する管理・運用規程を遵守することとする。また、日本代表チーム選ばれた場合は、加えて日本代表の肖像権規程を遵守することとする。

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の決議において改廃することができる。

(附則)

- 1 本規程は、2026年3月11日より施行する。
- 2 本規程は、2026年4月22日より施行する。
- 3 本規程は、2026年7月22日より施行する。

・別表Ⅰ

■ JVA メンバー制度【登録区分およびチーム・メンバー定義】

2025年11月26日更新版

競技区分	登録区分	チーム区分	連盟区分	チームの定義
バレーボール	第1種 (一般)	SVリーグ/SVG	SVL(都道府県協会)	SVリーグまたはSVGに承認されたチーム
		実業団	日本実業団連盟	実業団連盟に所属するチーム
		クラブ	日本クラブ連盟	16歳以上で構成されたチーム ※9人制大会に出場する、大学単位で構成されたチームを含む
		大学	全日本大学連盟	大学単位で構成されたチーム
	第2種 (高校生年代)	高校(全日制)	全国高等学校体育連盟	高等学校単位で構成されたチーム
		高校(定時制・通信制)	全国高等学校体育連盟	高等学校単位で構成されたチーム
		高専	全国高等専門学校連合会	高等専門学校単位で構成されたチーム
		ヤングクラブ(U18)	日本ヤングクラブ連盟	18歳以下で構成されたチーム
	第3種 (中学生年代)	中学生(中学校部活)	日本中学校体育連盟	中学校単位で構成されたチーム ※中体連の合同チーム、拠点校チームを含む
		中学生(地域クラブ)	日本中学校体育連盟	13歳以上15歳以下で構成された地域クラブチーム ※都道府県中体連に認定されたチーム
		ヤングクラブ(U15)	日本ヤングクラブ連盟	15歳以下で構成されたチーム ※全中は、中体連で定めた参加資格を有するチーム
		SVユース(U15)	JVA(都道府県協会)	15歳以下で構成されたチーム ※SVリーグもしくはSVGに承認されたチーム ※全中は、中体連で定めた参加資格を有するチーム
	第4種	クラブ	日本小学生連盟	12歳以下で構成されたチーム

	(小学生年代)			
	第5種(シニア)	クラブ	JVA(都道府県協会)	※大会の出場資格により区分
ソフトバレーボール	ソフトバレーボール	***	日本ソフト連盟	※大会の出場資格により区分
競技区分	登録区分(メンバー区分)	連盟区分	メンバーの定義	
ビーチバレーボール	Sクラス(023/U22/U18/U15)	日本ビーチバレーボール連盟	登録した選手は、FIVBビーチバレー選手として登録することができる	
	Aクラス(023/U22/U18/U15)	日本ビーチバレーボール連盟	公益財団法人日本バレーボール協会主催の大会、同大会の地方予選会、日本ビーチバレーボール連盟の主催する競技会に参加を希望する者。また、公認大会においてのオフィシャルポイントの獲得を目指す方を対象。	
	Qクラス(023/U22/U18/U15)	日本ビーチバレーボール連盟		

※年齢は登録年度の「4/2」～「翌年4/1」に達する年齢を基準とする

※チーム区分の「高校(定時制・通信制)」および「高専」のチームが「全日本高等学校選手権大会(春高)」 「全国高校総体(インターハイ)」に参加する場合は、別途参加資格と登録条件を確認すること

・別表2(選手/スタッフ：登録区分・登録金額)

競技区分	登録区分	チーム区分	連盟区分	メンバー区分	JVA
バレーボール	第1種(一般)	SVリーグ/ SVG	SVL(都道府県協会)	選手	1,500
				スタッフ	1,500
		実業団	日本実業団連盟	選手	1,500
				スタッフ	1,500
		クラブ	日本クラブ連盟	選手	1,500
				スタッフ	1,500
	第2種(高校生年代)	大学	全日本大学連盟	選手	1,200
				スタッフ	1,200
		高校(全日制)	全国高等学校体育連盟	選手	1,000
				スタッフ	1,200
		高校(定時制・通信制)	全国高等学校体育連盟	選手	1,000
				スタッフ	1,200
		高専	全国高等専門学校連合会	選手	1,000
				スタッフ	1,200
			日本ヤングクラブ連盟	選手	1,000

		ヤング クラブ (U18)		スタッフ	1,200
	第3種 (中学生年代)	中学生 (中学校部 活)	日本中学校体育連盟	選手	850
				スタッフ	1,200
		中学校 (地域 クラブ)	日本中学校体育連盟	選手	850
				スタッフ	1,200
		ヤング クラブ (U15)	日本ヤングクラブ連盟	選手	850
				スタッフ	1,200
		SV ユース (U15)	JVA (都道府県協会)	選手	850
				スタッフ	1,200
	第4種 (小学生年代)	クラブ	日本小学生連盟	選手	500
				スタッフ	1,200
	第5種 (シニア)	クラブ	JVA (都道府県協会)	選手	800
				スタッフ	800
ソフトバレー ボール	ソフトバレー ボール	ソフト バレー ボール	日本ソフト連盟	選手	800
				スタッフ	800
ビーチバレー ボール	S クラス 【2人制】	023	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,500
				スタッフ	1,500
		U22	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,200
				スタッフ	1,200
		U18	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,000
				スタッフ	1,000
		U15	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	850
				スタッフ	850
	A クラス 【2人制】	023	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,500
				スタッフ	1,500
		U22	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,200
				スタッフ	1,200
		U18	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,000
				スタッフ	1,000
		U15	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	850
				スタッフ	850
	Q クラス 【2人制】 【4人制】	023	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,500
				スタッフ	1,500
		U22	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,200
				スタッフ	1,200
		U18	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	1,000
				スタッフ	1,000
		U15	日本ビーチバレーボール 連盟	選手	850
				スタッフ	850

※都道府県協会、都道府県連盟の設定額は、地域差がある場合があります(都道府県協会、都道府県連盟の設定額は、別途お知らせします)

※年齢は登録年度の「4/2」～「翌年4/1」に達する年齢を基準とする

※第4種(小学生年代)カテゴリーは、登録する年度において年齢が9歳(4/1現在8歳)

以下の選手は登録料を免除とする

・別表3(指導者/審判員/判定員/アナリスト:登録区分・登録金額)

■資格一覧 2025年3月6日更新								
資格種類	資格区分	資格名	申請先 (承認) 団体	加入 年齢	更新 年数	登録料		備考
				下限 上限		日本 協会	合計額	
						都道府 県協会		
指導者	日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者	公認バレー ボール コーチ1	都道府 県協会	18	4	600	2,000	
				—		1,400		
		公認バレー ボール コーチ2	都道府 県協会	22	4	600	2,000	
				—		1,400		
		公認バレー ボール コーチ3	JVA	22	4	2,000	2,000	
				—		0		
		公認バレー ボール コーチ4	JVA	25	4	2,000	2,000	
	—			0				
	マスター コーチ	JVA	25	4	2,000	2,000		
			—		0			
	日本バレー ボール協会 公認講師	日本バレー ボール協会 公認講師	JVA	—	1	2,000	2,000	
				—		0		
ソフトバレー 指導者	アクティブ リーダー	アクティブ リーダー	都道府 県協会	18	4	1,000	1,000	【内訳】
				—		0		300/700 (JVA/全国連 盟)
	マスター リーダー	マスター リーダー	JVA	23	4	2,000	2,000	
				—		0		
		名誉マス ターリー ダー	JVA	65	終身	2,000	2,000	
—	0							
審判員	審判員	C級審判員	都道府 県協会	18	4	600	2,000	
				—		1,400		
		B級審判員	都道府 県協会	18	4	600	2,000	
				—		1,400		
		A級候補	JVA	20	2	2,000	2,000	

		審判員		55		0		
		A 級審判員	JVA	20	4	2,000	2,000	
				55		0		
		名誉審判員	JVA	55	終身	2,000	2,000	
				—		0		
		国際候補審判員	JVA	30	5	2,000	2,000	
				45		0		
		国際審判員	JVA	—	4	2,000	2,000	
				—		0		
	レフェリー インストラクター	レフェリー インストラクター	JVA	55	1	2,000	2,000	
				70		0		
判定員	判定員	技術統計判定員	JVA	—	4	2,000	2,000	
				—		0		
		技術統計上級判定員	JVA	—	4	2,000	2,000	
				—		0		
	判定指導員	技術統計判定指導員	JVA	—	4	2,000	2,000	
				—		0		
アナリスト	コア S 級	JVA 公認アナリスト S 級	JVA	—	4	10,000	—	
	コア A 級	JVA 公認アナリスト A 級	JVA	—	4	6,000	—	
	コア B 級	JVA 公認アナリスト B 級	JVA	—	4	6,000	—	
	コア C 級	JVA 公認アナリスト C 級	JVA	—	終身	3,000	—	※1
	コア D 級	JVA 公認アナリスト D 級	JVA	—	終身	1,500	—	※1
	領域特化 A・B 級	JVA 公認アナリスト (各領域) 特化 A・B 級	JVA	—	終身	2,000	—	1 領域 ※2
	領域特化 C 級	JVA 公認アナリスト (各領域) 特化 C 級	JVA	—	終身	1,000	—	1 領域 ※1 ※2

	領域特化 D 級	JVA 公認 アナリス ト (各領域) 特化 D 級	JVA	—	終 身	500	—	I 領域 ※1 ※2
	デベロッ パー	JVA 公認 アナリス ト デベロッ パー	JVA	—	4	2,000	—	

※1 C 級・D 級（コアライセンスおよび領域特化ライセンス）について、登録する年度において 18 歳未満（4/1 現在）の者は登録料を免除する。

※2 コアライセンス B 級以上の登録料（6,000 円以上）は、領域特化ライセンスが 3 領域揃った時点で「コアライセンス取得」とみなして適用する。コアライセンス未取得の間は、認定を受けた領域特化ライセンスごとに当該級の規定額（I 領域＝コア相当額の 3 分の 1）を負担する。3 領域充足によりコア認定された場合、領域特化分の個別認定料は別途徴収しない。

- ・領域特化 1 つで認定：I 領域分（A・B 級 2,000 円／C 級 1,000 円／D 級 500 円）
- ・領域特化 2 つで認定：2 領域分（A・B 級 4,000 円／C 級 2,000 円／D 級 1,000 円）
- ・3 領域充足＋コア認定：コア登録料（A・B 級 6,000 円／C 級 3,000 円／D 級 1,500 円）